

## (4) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成27年3月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する道路の管理の瑕疵による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

### 1 和解の相手方

甲 日野郡日野町下菅188番地1

有限会社原明建設 代表取締役 原 明 幸 路

乙 日野郡日野町 個人

### 2 和解の要旨

県側の過失割合を8割とし、県は、甲に損害賠償金21,709円を支払うものとする  
こと。

### 3 事故の概要

#### (1) 事故発生年月日

平成26年12月4日

#### (2) 事故発生場所

日野郡日野町下菅地内

(3) 事故の状況

和解の相手方乙が一般国道180号を和解の相手方甲所有の普通貨物自動車で行中、道路路肩に停車した際、折損した視線誘導標に接触し、同車両が破損したものである。